

報告4号

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野県学校職員の通勤手当の支給対象となる費用の範囲が拡大されたため、この条例で定める長野市立学校の学校職員（以下「学校職員」という。）についても同様に措置することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 学校職員の通勤手当の支給対象となる費用の範囲に、公共交通機関等を利用し、かつ、自家用車等を使用して通勤する学校職員が、当該自家用車等の駐車のために利用する駐車場に係る利用料金（当該学校職員が負担することを常例とするものに限る。）を加える（第12条の4関係）。 (2) その他条文を整備する。
3 施行期日等	公布の日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 5月14日 (2) 庁議の決定 5月21日

長野市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例―(案)―

長野市立学校職員の給与に関する条例（昭和41年長野市条例第96号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第1項第3号中「掲げる学校職員」の次に「（次号に掲げる学校職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前条第3号に掲げる学校職員で、通勤に使用される自動車等の駐車のための駐車場（教育委員会が定めるものに限る。次条第1項第2号において「駐車場」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。）前号に定める額及び支給単位期間につき、教育委員会が定めるところにより算出した当該支給単位期間の通勤に要する当該料金の相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）

第12条の4第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

第12条の5第1項第2号中「運賃等」の次に「若しくは駐車場の利用に係る料金」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の長野市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、令和6年4月1日以後の分として学校職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

長野市立学校職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (通勤手当の額)</p> <p>第12条の4 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる学校職員 <u>(次号に掲げる学校職員を除く。)</u> 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額(当該学校職員が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額)が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額)とする。</p> <p><u>(4) 前条第3号に掲げる学校職員で、通勤に使用される自動車等の駐車</u> <u>(新設)</u> <u>のための駐車場(教育委員会が定めるものに限る。次条第1項第2号において「駐車場」という。)を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。)</u> 前号に定める額及び支給単位期間につき、教育委員会が定めるところにより算出した当該支給単位期間</p>	<p>○長野市立学校職員の給与に関する条例 昭和41年10月16日長野市条例第96号 (通勤手当の額)</p> <p>第12条の4 通勤手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる学校職員 前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該学校職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と5万5,000円との差額の2分の1(当該差額の2分の1が3万円を超えるときは、3万円)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)。ただし、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である学校職員以外の学校職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものにあつては、第1号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額(当該学校職員が2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額)が前号に定める額に満たない場合にあつては、前号に定める額)とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>の通勤に要する当該料金に相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前条第1号又は第3号に掲げる学校職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が教育委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて<u>前2項</u>の規定により算出した額に相当する額とする。</p> <p>4 略 （通勤手当の支給方法）</p> <p>第12条の5 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等<u>若しくは駐車場の利用に係る料金</u>の額に変更があつた場合</p> <p>2・3 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 前条第1号又は第3号に掲げる学校職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が教育委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、教育委員会が定めるところにより算出した当該学校職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に含めて<u>第1項</u>の規定により算出した額に相当する額とする。</p> <p>4 略 （通勤手当の支給方法）</p> <p>第12条の5 略</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合</p> <p>2・3 略</p>